

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第2号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 関 根 郁 夫

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等文書管理規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第4号）
の一部を次のように改正する。

第十七条中「決定書並びに」を削る。

様式第十一号を次のように改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 埼玉県教育委員会の処分又は埼玉県教育委員会の不作為についての不服申立てであつて、この訓令の施行前にされた埼玉県教育委員会の処分又はこの訓令の施行前にされた申請に係る埼玉県教育委員会の不作為に係るものの決定書の文書記号については、改正後の第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。